

議案第70号 牧之原市こどもの居場所条例の制定について

1. 14番 大石 和央 議員

- 1 第3条では休館日及び開館時間が規則に委任されることになるが、常任委員会協議会での説明では、火、水、木各曜日の午後2時～午後6時との説明である。これは今後、事業進展により見直しされていくものなのか。
- 2 第5条では、許可制ではあるが会議又は集会等に使用することもできる。施設利用についての具体は、第3条を踏まえてこれも規則に委任されるのか。
- 3 今後の子どもの居場所づくりにおける、他所への事業展開についてどのような方針か。